

Life

Nagaokakyo

長岡京
ライフ

おかえりなさい
家長選手!!



- 2 増えています“あいサポーター”
- 3 引っ越しシーズンの手続きは
- 4 納税は便利な口座振替で
- 5 軽自動車の廃車・譲渡手続き
国民健康保険、国民年金

- 6-13 情報インデックス
- 14-15 あなたのコーナー
- 16-17 はぐくみひろば
- 18-19 スクールぎやらりー、長岡京 NOW
- 20 ひと・まち拓く

<写真>

長五小出身のプロサッカー選手・家長昭博さんが、母校で特別授業の講師に。後輩らにメッセージを送りました。(詳しくは19ページ)



「障がい者基本条例」が施行から2年

誰もが暮らしやすいまちへ、一歩ずつ。 あいサポーターが続々と誕生しています。

719人

「誰もが共に自分らしく暮らす長岡京市障がい者基本条例」を施行して2年が経ちました。市では障がいへの理解を深めるため、あいサポーター養成研修を進めてきました。一人ひとりの違いを認め、互いを支え合う輪が広がっています。

☎障がい福祉課 社会参加支援係
☎955-9549 FAX952-0001

あいサポーターってなに？

さまざまな障がいの特性や、障がいのある人への配慮について学んだ人のことです。日常生活で障がいのある人が困っているときに率先して手助けを行います。

どうしたらなれるの？

あいサポーター養成研修を受講することで、どなたでもなれます。受講後にお渡しするハンドブックとバッジがサポーターの証です。



あいサポーターが続々と増えています

今年度もさまざまな団体があいサポーター養成研修を受講しました。企業の社員研修としても実施されています。受講した企業は「あいサポート企業」として認定し、「あいサポート企業認定証」をお渡しします。



▲みずほ銀行長岡天神支店 ミニ手話講座



▲市職員研修 乙訓手をつなぐ親の会 代表 土岡さんの講演

団体名など	参加人数
心身障がい者相談員	4
京都中央信用金庫今里支店・長岡支店	20
神足ふれあい町家	7
民生児童委員	105
京都信用金庫長岡支店	11
みずほ銀行長岡天神支店	18
移動支援従事者養成研修	11
シルバー人材センター	38
神足小学校 PTA	19
長岡第四中学校	141
市職員	75

▲今年度の受講団体など一覧

研修希望は、お気軽にお声かけください



あいサポーターになりませんか。市職員があなたの元へ出向いて、お話しします。企業やグループ、町内会の学習会などに、ぜひ利用してください。

あいサポーター養成研修の一例

- あいサポート運動の目的や趣旨の説明(10分)
- DVD 視聴 多様な障がいについての理解(45分)
- ミニ手話講座 簡単な手話のレクチャー(10分) など

受講者からこんな声が届きました

「障がい」と一括りに言っても、その内容は多岐にわたることが分かりました。困っている人を見かけたら、声をかけたいと思います。



この時期、届出や証明書発行の窓口は混雑します。 時間に余裕を持ってお越しください。

3月下旬～4月中旬の間は窓口が混雑するため、待ち時間が長くなります。証明書の発行は、市役所以外でもできる便利なサービスがありますので、ぜひご利用ください。

☎市民課 戸籍窓口係 ☎955-9683
住民記録係 ☎955-9557
(共通) FAX951-5410

春は引っ越しシーズン。手続きを忘れずに。

①引っ越しをするときは

本人か同一世帯の人が、本人確認書類を持って届け出てください。転入・転居の際は、転入・転居者全員のマイナンバーカードか通知カードもお持ちください。

▶市外への転出＝転出日の前後14日以内(郵送可)

▶市内での転居＝転居日から14日以内

▶市外からの転入＝転入日から14日以内(要転出証明書)

*外国籍の人の転入・転居の手続きには、特別永住者証明書か在留カードが必要です。

▶市役所での各種証明書の発行

住民票の写しなどを請求できるのは、本人か同一世帯の人です。戸籍などを請求できるのは、戸籍に記載されている人かその配偶者、直系親族です。

【持ち物】本人確認書類。代理人申請は委任状(市ホームページからダウンロード可)と代理人の本人確認書類が、印鑑登録証明書の発行は印鑑登録証が必要。

②印鑑登録をするときは

本人申請の場合、登録印と官公庁発行の写真付き証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)があれば、即日登録ができます。顔写真付きの証明書がない場合、代理人申請などの場合は後日登録となります。

【①②共通・代理人申請の場合】

委任状と代理人の本人確認書類、印鑑が必要です。

窓口情報

市役所

▶午後7時まで延長

3月5日・19日、4月2日・16日の☎

*一部取り扱いできない業務があります。

▶日曜日の臨時開設

3月22日午前9時～午後5時

*マイナンバーカード交付と住所変更の届出のみ。証明書の発行は原則できません。

時間外でも。市役所へ行かなくても。



マイナンバーカードがあれば コンビニで

【取得できる証明書】住民票の写し、住民票記載事項証明書、カード利用者本人の印鑑登録証明書、戸籍謄本・抄本・戸籍附票の写し(本籍地が長岡京市の人)、カード利用者本人の課税(所得)証明書

【場所】全国のコンビニ

【持ち物】利用者証明用電子証明書付きマイナンバーカード

【利用時間】午前6時30分～午後11時(年末年始を除く)。戸籍の証明書は平日の午前8時45分～午後5時(祝日・年末年始を除く)



市役所開庁時間に、事前の 電話予約で

詳しくはHPへ



【取得できる証明書】住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書(予約時に印鑑登録証の番号を確認)

【受取場所】①市役所時間外窓口

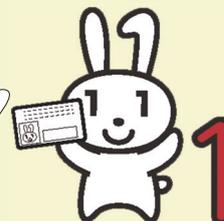
②バンビオ1階行政サービスコーナー

▶マイナンバーカードがあれば、 こんな時にも便利!

- ・コンビニで各種証明書を取得できる
- ・公的な身分証明書になる
- ・オンラインで確定申告ができる
- ・健康保険証として使える
(来年3月からの予定) など

*申請から約2か月で交付できます。
カード交付のお知らせが届いたら、早めに受け取ってください。

9月からはマイナポイントの付与が始まるよ。(予定) かしこく、お得に活用しよう!



市の税金や料金の支払いは

口座振替

口座振替の手続きをすれば、つい忘れがちな支払いも、安心です。4月から希望する人は早めにお申し込みを。

☎ 税務課 収納管理係

☎ 955-9509 FAX 951-5410

がとっても便利。



出かける手間が省けるし、らくちん!



納め忘れしないのが安心だな。



現金を持ち歩かなくて済むから便利。

対象の税金・料金	取扱金融機関	申込方法
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 軽自動車税(種別割) ▶ 固定資産税・都市計画税 ▶ 市府民税(普通徴収) ▶ 国民健康保険料 ▶ 後期高齢者医療保険料 ▶ 介護保険料 ▶ 保育料等 ▶ 放課後児童クラブ保護者協力金 ▶ 市営住宅使用料 ▶ くみとり手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 京都銀行 ▶ みずほ銀行 ▶ 三菱UFJ銀行(来年3月末で取扱い終了) ▶ りそな銀行 ▶ 関西みらい銀行 ▶ 京都信用金庫 ▶ 京都中央信用金庫 ▶ 近畿労働金庫 ▶ 京都中央農協 ▶ ゆうちょ銀行・郵便局 	<p>下記の物を持参し、左記の取扱金融機関へ。</p> <p>通帳、通帳の届出印、納付義務者のハンコ、口座振替納付依頼書</p> <p>* 口座振替納付依頼書は、市内金融機関と税務課にあります。郵送でお届けすることもできます。</p>

● 口座振替の開始時期

申し込み後、「口座振替手続き完了のお知らせ」を送ります。届いた日以降の納期分から口座振替を開始します。

* 資金不足などにより引き落としができなかった場合は、後日送付する「口座振替(引き落とし)不能のお知らせ」で納付してください。

* 死亡や転出などによる口座振替の停止は、税務課まで。

● 引き落としの領収書などの送付

▷ 軽自動車税(種別割) = 車検対象車種のみ

▷ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料 = 年に1回1月

▷ 市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、放課後児童クラブ保護者協力金、市営住宅使用料 = 希望者は申し出てください

* 固定資産税・都市計画税は、令和元年中に登記簿の名義を変更した場合、再度申し込みが必要です。

* 口座名義人の死亡や納付義務者名の変更、市外から再度転入した場合も申し込みが必要です。

● 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付を特別徴収(年金天引き)から口座振替にする場合

「特別徴収停止の申請」が必要です。取扱金融機関で口座振替の申込後、市役所各課へ申請してください。

☎ 国民健康保険課 管理係

☎ 955-9706 FAX 951-1929

☎ 医療年金課 後期高齢者係

☎ 955-3139 FAX 951-5410

● 水道料金・下水道使用料・学校給食費も口座振替できます

詳しくは、各担当へお問い合わせください。

☎ 上下水道部 お客様窓口

☎ 955-9540 FAX 951-2200

☎ 学校教育課 学校教育係

☎ 955-9533 FAX 951-8400





軽自動車の廃車・譲渡などは 3月31日(火)までに手続きを

4月1日に
課税されます

軽自動車税(種別割)は毎年、4月1日時点で所有する車両に課税されます。廃車や譲渡などで車両を手放した場合は、3月31日(火)までに手続きをしてください。

☎税務課 市民税係
☎955-9507 FAX951-5410

■ 軽自動車税(種別割)がかかる人

4月1日に、原動機付自転車、二輪の軽自動車・小型自動車、小型特殊自動車、三輪・四輪の軽自動車を所有している人

* 廃車手続き後も、手元に車両を所有していれば課税対象です。車両を手放しても、廃車手続き(プレート返納)をしなければ納税通知書が届く場合があります。

■ 廃車や名義変更するときは

車両によって窓口が違います(下表を参照)。手続きの方法は各手続き先へお問い合わせください。

■ 手続き時に必要なもの

全ての手続きに、窓口に来る人のハンコと本人確認書類が必要です。本人や市内に在住する同じ世帯の家族以外の人が手続きをする場合は、委任状も必要です。様式は市ホームページに掲載しています。

その他に必要なものは次のとおりです。

◆ 廃車・転出するとき

→ナンバープレート(標識)

転出先の市町村によっては長岡京市のプレートを持参すれば、新しいプレートが交付される場合があります。詳しくは、転出先の市町村にお問い合わせください。

◆ 譲渡するとき

①相手が市内の人

→委任状(譲り受ける人が手続きする場合は譲渡書)

②相手が市外の人

→ナンバープレート(標識)

◆ 盗難にあったとき

→盗難届を出した警察署名・届出年月日・受理番号

◆ ナンバープレートを紛失したとき

→300円(標識紛失弁償金)

廃車や名義変更の手続き先	車両	手続き先	電話番号
	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕作業用、 フォークリフトなど)	市役所 税務課 市民税係 (市役所北棟2階)	☎075-955-9507
	二輪の軽自動車(125cc超~250cc) 二輪の小型自動車(250cc超)	京都運輸支局 (京都市伏見区竹田向代町37)	☎050-5540-2061
	三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所 (京都市伏見区竹田向代町51-12)	☎050-3816-1844



新しい保険証を郵送します

現在の国民健康保険証の有効期限は3月31日です。4月から使える保険証は青色で、3月中旬~下旬に簡易書留で郵送します。

* 令和4年3月31日までに75歳になる人は、期間中に保険証の変更があります。

* 保険料が未納の世帯には、有効期限の短い保険証(短期被保険者証)を郵送する場合があります。

* 古い保険証は国民健康保険課へ返却するか、各自で処分してください。

* 新しい保険証が届いてからの脱退や住所、世帯主などの変更手続きをする場合は、新旧両方の保険証を窓口にお持ちください。

▶新薬より安価な、ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れた後に販売される薬で、有効成分・効能などは変わりません。新しい保険証の台紙に「ジェネリック医薬品希望カード」が添付されています。医療機関などに提示して、医薬品をかしく選択しましょう。

☎国民健康保険課国保係

☎955-9511 FAX 951-1929



国民年金、こんなときは

忘れずに届け出を

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。被保険者の種別が変わったときには届出が必要です。右表に該当したら、下記へ届け出てください。

☎医療年金課国民年金係

☎955-9512 FAX951-5410

届出が必要なとき	届出の内容	持参するもの
会社員や公務員が退職したとき	第2号被保険者から 第1号被保険者に変更 (第3号被保険者を除く)	▷ハンコ(本人自署の場合は不要)▷年金手帳▷退職日の確認できる書類(離職票、健康保険の脱退証明書、辞令など)
配偶者に扶養されていたが▷配偶者が会社員や公務員を辞めたか、65歳になった▷扶養からはずれた▷離婚した	第3号被保険者から 第1号被保険者に変更	▷ハンコ(本人自署の場合は不要)▷年金手帳▷配偶者の退職日や扶養からはずれた日(離職票、健康保険の脱退証明書、辞令)、離婚日が確認できる書類(戸籍など)